

税に関するご相談には 税理士が応じます!

「税務相談センター」では、お1人当たり30分程度の口頭による簡単な相談のみを行います。なお、税理士又は税理士法人と既に関与されている方についてはご相談に応じることができませんので予めご了承願います。

無料

税務相談を受けたい方

近畿税理士会 税務相談センター 芦屋市役所会場

- 会場** 芦屋市役所
- 所在地** 兵庫県芦屋市精道町7番6号
- 開設日** 毎週月曜日(市役所閉庁日を除く)
- 開設時間** 午後1時～午後4時
- お申込先** ☎ (0797) 38-5401 (市民相談係)
- 備考** 祝祭日及び夏期、年末年始を除く

上記無料相談以外にも、相談室を開設しておりますのでご利用ください。

近畿税理士会
もしも税金相談室
☎050-5520-7558
月曜日～金曜日
午前10時～午後4時
(土日・祝祭日、夏期、年末年始は休室)

にせ税理士にご注意ください!



(税理士
会員章)

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。ところが、毎年、税理士でない“無資格者”によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方々が被害を受けています。わたしたち税理士は「税理士証票」を携行し、「バッジ(税理士会員章)」を着けています。また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理士会連合会に備える名簿に登載されています。税理士をお探しの場合は、日本税理士会連合会が管理・運営する税理士情報検索サイト <https://www.zeirishikensaku.jp/> をご活用ください。なお、インターネット上に存在する種々の税理士紹介サイトは日本税理士会連合会とは一切関係がありませんので、ご注意ください。